

平成20年度決算に基づく健全化判断比率等の状況を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)及び公営企業会計に係る資金不足比率の算定結果をお知らせします。

1. 健全化判断比率

実質赤字比率と連結赤字比率は、赤字額がない(黒字)ため該当ありませんでした。
また、実質公債費比率と将来負担比率はともに「早期健全化基準」を下回り、現状では大きな問題はありません。

| 指 標 | 飯 網 町 | 早期健全化基準 |
|----------|--------|---------|
| 実質赤字比率 | - | 15.00% |
| 連結実質赤字比率 | - | 20.00% |
| 実質公債費比率 | 17.7% | 25.0% |
| 将来負担比率 | 136.1% | 350.0% |

実質赤字比率と連結赤字比率は、赤字額がないため「-」で表示しています。

(1) 実質赤字比率 6.22% (実質収支が黒字の場合、負の値で表示される)

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの

<対象会計>

一般会計及び一般会計等に属する特別会計(住宅新築資金等貸付金事業、福井団地終末処理場管理事業、からまつの丘地区汚水処理場管理事業、飯網東高原観光事業)

(2) 連結実質赤字比率 27.31% (連結実質収支が黒字の場合、負の値で表示される)

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの

<対象会計>

上記「(1)の実質赤字比率」に係る対象会計、公営事業 公営企業以外 に係る特別会計(国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療、老人保健医療、訪問看護ステーション)及び公営企業 法適用(水道事業、病院事業)、法非適用(農業集落排水事業、飯網公共下水道事業)

(3) 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの
この数値が18%を超えると起債発行(借金)時に県知事の許可が必要になり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{(\text{3か年平均}) \cdot \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

準元利償還金： から までの合計額

満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額

一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

<対象会計>

公営企業 法適用 (水道事業、病院事業)

公営企業 法非適用 (農業集落排水事業、飯綱公共下水道事業)

組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

<一部事務組合等>

長野広域連合、北信保健衛生施設組合、北部衛生施設組合

債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

<内容>

H11・H13教員住宅建設事業償還金、飯綱リゾートスキー場リフト改修事業

H19若者定住住宅建設事業償還金

一時借入金の利子

H18 13千円、H19・H20 該当なし

特定財源

国や都道府県等からの利子補給、貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金、公営住宅使用料、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税等

基準財政需要額算入額

普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(算入公債費の額)

(4) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

将来負担額： から までの合計額

一般会計等の当該年度の前年度末(H20)における地方債現在高

債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)

< 内容 >

H11・H13教員住宅建設事業償還金、飯綱リゾートスキー場リフト改修事業

H19・H20若者定住住宅建設事業償還金

飯綱リゾート開発(株)借入金損失補償(八十二銀行、ながの農協分)

一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

< 対象会計 >

公営企業 法適用 (水道事業、病院事業)

公営企業 法非適用 (農業集落排水事業、飯綱公共下水道事業)

当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

< 一部事務組合等 >

長野広域連合、北信保健衛生施設組合、北部衛生施設組合

退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額

地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

< 対象法人等 >

飯綱町土地開発公社

連結実質赤字額 該当なし

組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 該当なし

< 一部事務組合等 >

長野広域連合、北信保健衛生施設組合、北部衛生施設組合、長野地区農業共済事務組合、長野県市町村自治振興組合、長野県後期高齢者医療広域連合、北信地域町村交通災害共済事務組合、長水部分林組合、長野県市町村総合事務組合

充当可能財源等： から までの合計額

充当可能基金(地方債の償還額等に充当可能な基金)

<対象基金名>

財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金、地域福祉基金、学校建設基金、庁舎建設基金、ふるさと水と土保全基金、飯綱東高原観光施設等管理事業基金、土地開発基金、からまつの丘地区汚水処理場管理基金、福井団地終末処理場管理基金、訪問看護ステーション財政調整基金、介護保険支払準備基金、国民健康保険財政調整基金、介護従事者処遇改善臨時特例交付金

介護従事者処遇改善臨時特例交付金は充当可能な基金となりますが、要綱において用途の制限や国庫への返還が予定されているため、充当可能基金はできません。

また、地域振興基金は法令の規定により地方債の償還等に充てることができないと認められる基金となります。

充当可能特定歳入(地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額)

<内容>

長野広域消防(鳥居川消防署)建設負担金、飯綱町土地開発における貸付金の償還金

基準財政需要額算入見込額

地方債の現在高等に対して、その償還等に要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額算入見込額を計上

2. 公営企業会計に係る資金不足比率

各公営企業会計とも資金不足が生じた公営企業がないため、資金不足比率は該当ありませんでした。

| 特別会計の名称 | 飯 綱 町 | 経営健全化基準 |
|---------------|-------|---------|
| 水道事業会計 | - | 20.0% |
| 病院事業会計 | - | 20.0% |
| 農業集落排水事業特別会計 | - | 20.0% |
| 飯綱公共下水道事業特別会計 | - | 20.0% |

各特別会計とも資金不足比率がないため「-」で表示しています。

(1) 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額

資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

<対象会計>

公営企業 法適用 (水道事業、病院事業)

資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額

<対象会計>

公営企業 法非適用 (農業集落排水事業、飯綱公共下水道事業)

解消可能資金不足額:事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

事業の規模

事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

<対象会計>

公営企業 法適用 (水道事業 252,175千円、病院事業 1,634,431千円)

事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

<対象会計>

公営企業 法非適用 (農業集落排水事業 49,010千円、飯綱公共下水道事業 74,592千円)

・総務省 平成20年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(確報)

・長野県 県内市町村の健全化判断比率等の状況(速報値)